

## 湯沢町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成17年4月1日 国土交通省国住指第3249-3号）及び新潟県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に基づき、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族住居用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「災害危険区域等」という。）に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行なったものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項に基づき新潟県知事が新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号。以下「県条例」という。）第6条で指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき県条例第8条で建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき新潟県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、危険住宅を災害危険区域等の区域外へ移転する事業（以下「移転事業」という。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険住宅を移転する者が移転事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 危険住宅の除去等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費

### (補助金の交付基準)

第5条 補助事業、補助対象額等の補助金の交付基準は別表に掲げるとおりとする。

### (申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、移転事業を実施する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）を毎年4月1日から5月末日までに町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第7条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、補助金を交付することを決定した場合には、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を、交付しない場合には、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たって、補助金の交付目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定通知を受けたもの（以下「交付対象者」という。）が第6条の規定により提出した書類の内容を変更しようとする場合は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(変更決定通知)

第9条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、第7条で通知した内容を変更する必要があると認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(事業の廃止等)

第10条 第7条の交付決定を受けたものは、移転事業を廃止し、又は中止しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止（又は中止）承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第7条の交付決定を受けた者は、移転事業が完了した日から7日以内に、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(補助金の交付)

第12条 補助金は補助事業の完了後交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助金の交付基準

経費区分	補助事業者	補助事業の内容	補助対象額
危険住宅の除去等に要する費用	危険住宅の移転を行うもの	移転を行うものに対して危険住宅の除去等に要する費用を交付する事業	1戸当たり78万円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費		移転を行うものに対して危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり406万円（建物310万円、土地96万円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、1戸当たり708万円（建物444万円、土地206万円、敷地造成58万円）を限度とする。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。